

発議第3号

核兵器禁止条約制定の交渉へ日本政府の出席を求める意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成29年7月12日

提出者

望月賢一郎 杉本 護 寺尾 昭 鈴木節子 内田隆典

核兵器禁止条約制定の交渉へ日本政府の出席を求める意見書

核兵器を法的に禁止する初めての条約制定を目指す交渉が、約80か国が出席して国連本部で始まっている。日本人として初めて選出された国連の中満軍縮担当上級代表は、「核軍縮は国連が最も長く掲げてきた目標だ」と述べ、交渉の成果に期待を寄せている。

条約草案は、前文に「核兵器のもたらす破滅的な結果が人類の将来にわたって及ぼす影響と被爆者の苦しみに留意する」と明記され、核兵器は国際人道法に違反するとして、いかなる状況でも核兵器の開発、製造、保管、実験、使用を禁じている。

今回の条約制定交渉には核を保有している5大国が参加をしていないため、これらの国々への法的拘束力は生じないという制約はあるものの、国際条約の制定は大きな一歩になることは疑いない。原水爆被害者団体や核兵器廃絶を願い運動を続けてきた多くの団体、個人、広島・長崎両市長など交渉の行方を固唾を飲んで見守っている。

広島、長崎において筆舌に尽くせない惨禍を経験した日本は、戦争による唯一の被爆国であり、核兵器廃絶に向けて国際的にリード的役割を果たすことができる国である。同時に、核兵器廃絶は日本国民の悲願でもある。

よって国におかれては、この交渉に日本政府として出席することを強く要望する。これは悲願達成のためには避けて通れないものであり、国民に対する責任であると考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣〕